

子どもの発達と療育をまもる

全国ネット

発行：2025年12月12日

編集：京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者：池添素 rakuraku@dream.jp

<http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

ニュース臨時号

報告～障全協交渉を終えて

障害児支援分野の交渉には、全国からオンライン参加も含めて20名を超える参加者がいました。児童発達支援、放課後等デイサービスは、利用契約制度、応益負担、日額報酬制の下での運営を余儀なくされています。インフルエンザが流行って欠席が多くなっても運営費の保障はありません。療育には上記の制度はそぐわないということを訴えましたが、「制度の持続可能性」「利用選択ができる」「公平性の観点」から慎重な議論が必要という回答でした。子どもらしい生活には、毎日同じ場所に通い、安心できる人間関係、途切れない生活や遊びが必要です。障害があるからと言って毎日別の場所を選択できること自体がおかしい、ということがフロアから発言されました。

2024年度から児童発達支援センターの中核機能に関する役割が報酬で評価されることになりました。中核的な拠点として地域全体へのスーパーバイズやコンサルテーションなどが求められます。体制を整えることで加算で評価されるのですが、現行の加算では十分な人員を整えることはできません。しかも、加算は児童発達支援センターを利用する親子の利用料に反映されるため、直接支援を受けているわけではないのに利用料に上乗せされる仕組みになっています。地域全体の支援のために、児童発達支援センターに通っている利用者が負担をするのは制度的に矛盾ではないか、このような児童発達支援センターや中核機能の役割は公的に担っていかないといけないのではないか、という意見がありました。障害児支援における人材育成に関する検討報告書（2025年8月）では、標準カリキュラムに基づく研修教材を作成し、2026年度以降に実施を進めていくために手引書の作成も現在行われています。現場では、研修を受けるためにはその時間を割く必要があり、人員を整えられない日が出てくるかもしれません。研修を実施するのであれば、研修の内容や教材の質もさることながら、現場の実態にあわせて受講時間をどう補償するのかも検討されなければなりません。また、研修を受けたか否かが報酬に反映されるのではないかということも危惧されます。こども家庭庁としては、新しく療育の場で働く人が長く続けられるように研修を受けてもらいたい、と

いうことでしたが、長く続けられない理由については、労働条件の悪さにも目を向けなくてはいけません。保育園で働く保育士に対しては、人事院勧告等を踏まえて賃金ベースを決めています。一方、児童発達支援で働く保育士は雇用している法人・事業所が任意で賃金を決めています。基本報酬には限界があり、収入は限られているのですが人件費は毎年上がっていくため支出は増えています。そのため、おのずと賃金には差が出てきます。子どもにまつわる仕事は、命にかかる仕事です。どの場で働いていても同じ仕組みで評価される必要があり、こども家庭庁だからこそできるのではないかという意見が出されました。こども家庭庁は、「大きな課題」として受け止めていました。保育士養成課程の廃止が相次いでいることに対しても、引き続き課題を共有しました。

「発達に特性のあるこどもへのアセスメント等強化事業」「発達に特性のあるこどもとその家族への切れ目のない支援推進事業」が打ち出されており、その具体的な実施について尋ねました。回答は、「各自治体でそれぞれに取り組んでいる事業を国庫補助事業として財政的な支援をするために事業化した。障害分野で相談支援事業を行っているが、一般施策として障害児に対する理解、伴走的な支援について取り組めていなかったので、サービスとしての相談支援と本予算事業の関わりについては今後整理が必要」とのことでした。また、「発達に特性のあるこども」の定義を問いましたが、現段階では答えることができず、併行して行われている「多様な発達に関する検討会」の議論を踏まえて、今年度末には報告できるとのことでした。

現在、各地で検討されている5歳児健診については、5歳児健診だけではなく、乳幼児健診の充実、個別給付でお金のかかる「サービス」ではなく、公的な支援として子育て支援における保健師の拡充を訴えました。保健師の業務は多岐にわたっており、現場では子育て支援に十分な保健師が担当しているとは言えない現状があります。「保健師の全体の確保は厚生労働省」という回答一辺倒でした。こども家庭庁として、子どもの分野にどれぐらいの保健師が必要なのかというプランをもって厚生労働省と連携してほしいという意見が出されました。その他、放課後等デイサービスで自立支援サポート加算が新設されたことにより、余暇を豊かにするための放課後の場で作業所就職のための訓練が行われている、看護師が足りずに医療的ケア児が保育園に入園できないといった現状が訴えられました。

ここ数年、現場で起きる矛盾に対して、根本的な問題を見直さずに加算や研修制度などを組み合わせて対処しようとしている現状があります。年々、子どもや保護者のねがいからかけ離れた状況となっていないでしょうか。療育の質は、制度基盤や専門性をどのように考えるかによっても変わってきます。子どもらしい生活、子どもの発達を軸に、民間任せではなく公的な責任として保障していくために、現場の声を集めながら声を届けていく必要性をあらためて感じました。

(安藤 史郎)

あなたも「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」に

◆すべては「子どもの権利」を守るために

生まれたばかりの赤ちゃんを抱いたときのあたたかさ。小さくても大きい「生命、生存、発達の権利」をもって生まれてきた存在への畏敬と愛情を深く感じるときです。

おとなはいつも子どもの思いやねがいを尊重し、子どもにとっての最善の利益は何なのかを考えなくてはなりません。おとなや社会の都合によって、子どもの権利が軽く扱われ、ゆがめられてはなりません。そしてこれらの権利は、誰一人の例外もなく平等に、差別なく保障されるべきものです。

障害や発達のつまずきなどを理由にして、子どもとしての共通の権利が制限されたりません。育ちにくさ、育てにくさがあってその権利の享受が困難ならば、療育などの丁寧なケアも子どもの大切な権利なのです。

日本も批准している「子どもの権利条約」は、以上のように子どもを権利の主体として定義し、各国にその遵守を求めています。

◆「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」の誕生

「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」(略称・療育全国ネット)は、障害や発達のつまずきがある子どもたちの権利の実現を願って誕生しました。その前身は、2005年に結成された「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」です。

その年、療育に通うために保護者は、自分の責任で施設や事業所と契約を結び、「応益負担」という利用料を払わなければならないこと、施設などは「出来高払い」で運営費を賄わなければならないことになりました。障害のある人びとの福祉の利用を契約方式に変え、子どももそのなかに含めることになったのです。「応益負担」は、すべての子どもに権利として保障するという無償原則に、まっこうから反するものでした。

子どもの権利としての療育を壊すものとして、療育で働く人びと、保護者、研究者などが集って「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」を結成し立ち上りました。運動と世論の力によって、国は利用料の軽減措置を取らざるを得ませんでしたが、契約による利用と「応益負担」というシステムを未だ改めていません。

それから20年近く経ちました。保護者は子どもの生活や発達にふさわしい療育を考える手がかりを得られないまま、いくつもの児童発達支援事業所と契約して子どもを通わせ、その意義をつかめないまま、保育所などとの併行通園を選択するようになっています。その背後で、子どもの「生命、生存、発達の権利」を軽視し、子どもによって利潤を追求しようというおとな本位の動きも顕著になってきました。

日替わりで通園先が変わり、訓練中心になることは、子どもが見通しと期待をもち、未来への希望と要求を高めながら発達していくことを妨げます。障害や発達のつまずきがあっても、子どもらしい生活と遊びのなかでこそ子どもは発達していくのです。

さらに、若年世帯の生活困難、就労要求の高まり、孤立した子育てなどが進行しました。多様化した保護者の要求と課題に応えるきめ細やかな支援が求められるようになっています。

◆「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」は何に取り組むか

権利としての療育がないがしろにされると知ったとき、全国の実践の場で働く人びとは、その問題性を明らかにし、手をつなぎあって立ち上りました。そして、保護者との共同の学習を通じて、各地の「親の会」の運動へつながっていきました。学習と要求でつながることが大きな力になることを、確信をもって記憶していきたいと思います。

・理念=ねがいを確かめあう学習

子どもはみな幸福に生きるために生まれてきます。子どもの権利が何にも優先されて守られなければなりません。そのことが、営利優先の政策のなかで見失われてはなりません。そんなときだからこそ私たちは学習を大切にして、子どもの権利と最善の利益を守るという理念を共有しながら、一歩一歩、そのつながりを広げていきたいと願っています。

・要求をまとめあげ政策を立案するための語りあい

国の政策の変化に適応することを強いられる現実のなかで、私たちの視野は狭くされ、日々の困難に心奪わがちです。そんなときだからこそ私たちは集い語りあうことを通じて、困難から目をそらさず、その背景にある制度の矛盾や問題点を明らかにしていきたいと思います。私たちこそが子どもの代弁者としての要求の主人公であり、政策の立案者でありたいと願っています。

・そして地域の政策を創る主人公に

共通の要求でつながるなかで、私たちは自治体や地域の個別性を認識することができました。それぞれには、その地域の人びとや自治体で働く人びとの願いと実践で創られた理念や政策があります。全国の仲間が学びあい語りあうことは、その個別性を自覚しながら自分たちの自治体や地域のことを考える手がかりを与えてくれます。そして私たちは知恵とエネルギーをもってそれぞれの地域に帰り、その地域の政策を創る主人公になっていきたいと願っています。

◆職場や地域の仲間、そして保護者が会員になっていただけるように、「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」の存在を広めてください。

あなたも会員・運営委員に 一緒に子どもの発達、療育を考えましょう

乳幼児の発達輝く日を願って

「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」の前身は、「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」です。障害のある乳幼児の療育に契約、応益負担、施設報酬日払い(通称3つ組)を導入した「障害者自立支援法」の廃止を求めて、2005年5月12日に、東京の日比谷野外音楽堂の片隅で結成されました。あれから19年、「障害者自立支援法」は国民の力で廃止されましたが、「3つ組」は児童福祉法のなかに移され、利潤追求の動きと連動して、子どもと親・家族の身になって生活を創ることを忘れさせる細かい報酬加算が設けられ、療育内容の枠づけが企図されているようにみえます。

そんな上からの押しつけのもとで、実践の現場では苦しい思いをしている人も多いでしょう。その現実や思いを語り合い、より良い実践をめざして学びあいたい人びとのために、「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」はつくられました。これからも、子どもの権利を守り、そのことによって親・家族、そして療育で働く人びとの人生が輝くように、がんばっていきます。

野の花こども館 Facebookより 代表 白石正久

✿今まで「持ち込ませない会」会員として運動と一緒に担っていただいた方もおられますか、「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」へのあらためての加入を訴えます。身近な方へもお知らせください。

「氏名・都道府県・所属・住所・アドレス・運営委員になってもらえますか（はい・いいえ）」を hattatsuryoikunet@gmail.com（子どもの発達と療育をまもる全国ネット）までお送りください。

 QRコードを作り直しました 



✿会員には、不定期でニュース（電子データ）や研修・学習会などの情報を届けします。運営委員は、3か月に1回程度のオンラインでの運営委員会で、情報交換と課題について話し合います。どなたでも歓迎します。詳細を知りたい方は、090-1444-0046（池添）までお問い合わせください。

✿会の運営は、会費制ではなく基金を募りたいと思います。会の運営に賛同いただける方は、運営のための基金への寄付（金額は任意）を下記の振込先までお願いします。

京都信用金庫 田辺支店 普通預金 口座番号 3035231 アンドウシロウ